

いばらきフードロス削減ロゴマーク使用要領

茨城県県民生活環境部環境政策課

(目的)

第1条 この要領は、いばらきフードロス削減ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークとは、別紙1に掲げるものとする。

(使用目的)

第3条 ロゴマークは、フードロス削減の推進及び機運の醸成を図る目的で使用するものとする。

(使用者)

第4条 ロゴマークは、前条の目的を達成するため、次の各号に定めた者が使用できるものとする。

(1) 茨城県及び茨城県内の市町村

(2) いばらきフードロス削減宣言登録制度実施要項（以下「実施要項」という。）第2条に基づきいばらきフードロス削減パートナー（以下「パートナー」という。）

(3) その他、茨城県がロゴマークの使用を認めた者

(事前届出)

第5条 ロゴマークを使用する者は、使用開始日の10日前までにいばらきフードロス削減ロゴマーク使用届出書（様式第1号）を県に提出しなければならない。

2 前条第1項及び第2項の者は、事前届出を要しない。

(使用条件)

第6条 ロゴマークを使用する者は、本要領、実施要項及びいばらきフードロス削減ロゴマークガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。

2 次の各号に掲げる内容に該当する場合は、ロゴマークを使用することができない。

(1) 法令や公序良俗に反するものに使用すること。

(2) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用すること。

(3) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること。

(4) 茨城県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(調査及び報告)

第8条 茨城県は、ロゴマークを使用する者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(使用の中止)

第9条 ロゴマークを使用する者は、実施要項に基づき宣言及びパートナーの登録を解消若しくは抹消になったとき、又は本要領及びガイドラインを遵守しなかったときは、ロゴマークを使用してはならない。

(使用の禁止)

第 10 条 第 6 条に定める使用条件に反する使用を行った場合、その他使用することが適当でないと茨城県が認めた場合、茨城県はロゴマークを使用する者に対してロゴマークの使用を禁止することができる。

(使用に関する権利)

第 11 条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、茨城県に帰属する。

(損失補償等の責任)

第 12 条 茨城県は、ロゴマークの使用に起因する損失の補償について、一切の責任を負わない。

2 ロゴマークを使用する者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

(要領の変更)

第 13 条 本要領の内容に変更等が生じた場合は、茨城県のホームページにおいて公開するものとする。

(補則)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は茨城県が別に定める。

付 則

この要領は、令和 7 年 6 月 3 0 日から施行する。

別紙1（第2条関係）

1 いばらきフードロス削減ロゴマーク



2 いばらきフードロス削減パートナーステッカー

（いばらきフードロス削減ロゴマーク＋パートナーロゴ＋茨城県シンボルマーク＋茨城県ロゴ）



年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表者職・氏名

いばらきフードロス削減ロゴマーク使用届出書

いばらきフードロス削減ロゴマーク使用要領第5条の規定に基づき、下記のとおりロゴマークの使用を届け出ます。

記

- 1 ロゴマークを使用するもの（該当箇所にチェック☑する）
☐商品 ☐チラシ ☐パンフレット ☐ポスター ☐広告 ☐名刺 ☐シール
☐その他（ ）
- 2 使用開始日
年 月 日
- 3 印刷予定数
- 4 担当者の連絡先
部署名 :
役職名 :
担当者名 :
E-mail :
電話番号 :

※使用する資料案を一部送付すること。